

■インターネット支店取引規定

※改定箇所を赤字で記載

改定前	改定後
<p>第2条 取引の開始</p> <p>1. 当店と取引が可能なお客さまは、日本国内のみにお住まいで、当行所定の対象地域に居住する個人の方（成年被後見人、被保佐人、被補助人および任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除く）とします。事業を営むための取引や、屋号のある名義についてはご利用いただけません。なお、お客さまの年齢により取引できる商品に制限があります。対象地域については、当行ホームページに記載することとします。</p>	<p>第2条 取引の開始</p> <p>1. 当店と取引が可能なお客さまは、日本国内のみにお住まいで、当行所定の対象地域に居住する個人の方（成年被後見人、被保佐人、被補助人および任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除く）とします。永住者を除く外国籍の方はお取引いただけません。事業を営むための取引や、屋号のある名義についてはご利用いただけません。なお、お客さまの年齢により取引できる商品に制限があります。対象地域については、当行ホームページに記載することとします。</p>
<p>第2条 取引の開始</p> <p>4. 第1条に規定する取引はお客さまが本規定を承認し、スマートフォンにより必要事項および本人確認書類の画像を送信し、当行が承認した場合に開始できるものとします。ただし、一部の取引については、その他当行から送付された所定の申込書に必要事項を記入し当行所定の本人確認書類を添えて返信する必要があります。この場合は、当該書類が当行に返送され、当行が承認した場合に取引が開始できるものとします。</p>	<p>第2条 取引の開始</p> <p>4. 第1条に規定する取引はお客さまが本規定を承認し、スマートフォンによる当行所定の本人確認書類の撮影・送信、および当行所定の方法による容貌の撮影・送信（顔認証）を実施後、申込に必要な情報を入力のうえ、口座開設を申込みこととします。その後、当行が承認した場合に取引が開始できるものとします。</p>
<p>第3条 印鑑</p> <p>1. 普通預金、定期預金および外貨預金の口座開設にあたっては、印鑑の届け出は不要です。ただし、口座振替や証券口座などの取引を開始する際には、印鑑の届け出が必要です。</p>	<p>第3条 印鑑</p> <p>1. 普通預金、定期預金および外貨預金の口座開設にあたっては、印鑑の届け出は不要です。ただし、口座振替などの取引を開始する際には、印鑑の届け出が必要です。</p>
<p>第5条 当店との取引方法</p> <p>お客さまは本規定にもとづき、次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、一般店舗の窓口での取引は原則できません。</p> <p>(1) インターネットバンキングによる取引</p> <p>(2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機（以下「ATM等」といいます。）による取引</p> <p>(3) その他当行が定めた方法による取引</p>	<p>第5条 当店との取引方法</p> <p>お客さまは本規定にもとづき、次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、一般店舗の窓口での取引は原則できません。</p> <p>(1) インターネットバンキングによる取引</p> <p>(2) ぐんぎんアプリによる取引</p> <p>(3) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機（以下「ATM等」といいます。）による取引</p> <p>(4) その他当行が定めた方法による取引</p>

<p>第11条 投資信託</p> <p>3. 当店で開設した証券口座は、自動的にインターネットバンキングに登録されます。証券口座の届け出の印鑑は、当店へ届け出の印鑑と同一とします（以降、届け出の印鑑が変更となった場合は、変更後の印鑑と同一とします。）。 なお、当店への印鑑の届け出がない場合は、開設時に届け出て下さい。</p>	<p>第11条 投資信託</p> <p>3. 当店で開設した証券口座は、自動的にインターネットバンキングに登録されます。</p>
<p>第18条 規定の準用</p> <p>本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、決済用普通預金規定、各種定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、各種カードローン規定、キャッシュカード規定、オリジナルキャッシュカード規定、デビットカード取引規定、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、スマートフォンアプリ利用規定、インターネットバンキング利用規定、およびインターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。</p>	<p>第18条 規定の準用</p> <p>本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、決済用普通預金規定、各種定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、各種カードローン規定、キャッシュカード規定、オリジナルキャッシュカード規定、デビットカード取引規定、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、ぐんぎん口座開設アプリ利用規定、インターネットバンキング利用規定、およびインターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。</p>